≪ 地方消費税率引上げ分における使途の明確化について ≫

平成26年4月、国と地方を合わせた消費税の税率は5%から8%に改正されました。

これにより、本区の歳入である地方消費税交付金は増収となり、その増収分の地方消費税収入については、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費※注1)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」と地方税法に明記されています。

本区では、28年度当初予算における消費税率引上げ増収分を19億円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

■28年度当初予算ベースでの地方消費税率引上げ分の使途(19億円)

単位:千円

対象分野	大事業名	中事業名	H28年度予算額 (一般財源※註2)	消費税 増収分	内容
少子化対策	子育で訪問支援券	子育て訪問支援券	25,231		(子ども・子育で安心サポート事業) 誰もが安心・安全なシッターサービス等を利用できるよう、子育ての 相互援助活動の充実を図るとともに、子育てを担う人材の育成を行う。 また、子育て訪問支援券の導入や訪問型病児・病後児保育利用料の 助成などにより、すべての家庭が安心して子育でができる環境の整備 を図る。
	病児•病後児保育事業	病児·病後児保育事業	4,050		
	社会福祉協議会補助	事務局運営費	10,144		
		地域福祉事業補助	4,727		
	母子保健対策	母親·両親学級	4,948	1,900,000	(文京区版ネウボラ事業) 妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、母子 保健コーディネーターを配置するほか、両親学級の実施回数を拡充 するとともに、土曜子育て相談・パパママ交流事業、宿泊型ショートス ティ事業等を新たに実施します。
		妊娠·出産支援事業	2,045		
	児童の保育委託	児童の保育委託	2,196,647		区内在住の児童の保育を区内私立保育園及び区外公私立保育園 に委託する。
	ショートスティ事業	子どもショートスティ事業	17,778		保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けること が一時的に困難になった児童について、文京総合福祉センターの専 用室において養育する。
	認証保育所運営補助	認証保育所運営補助	555,955		区内の認証保育所及び管外の認証保育所に対し運営の補助を行う ことで、良好な保育環境を提供する。
	家庭的保育事業運営補助	家庭的保育事業運営補助	31,751		文京区が認定した家庭的保育者の事業運営に対して補助する。
社会福祉	障害者総合支援事業費 自立支援給付	障害福祉サービス費	559,757		障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常 生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る 給付その他の支援を総合的に行う。
社会保険	介護保険制度関係経費	認知症施策総合推進事業	2,284		認知症に対する総合的な施策の推進を行うため、認知症コーディネーター及び嘱託医の配置、予防、早期発見・早期対応を行う。また、ケアパスの作成や家族支援、支援ネットワークの強化等を行う。
保健衛生	予防接種	定期予防接種	548,343		予防接種法に基づき、子ども・高齢者を対象とした定期の予防接種 を行う。また、里帰り先等で接種した予防接種費用の公費負担を行う。
		任意予防接種	13,510		任意予防接種(おたふくかぜ、MR1・2期接種もれ、MR2回目接種もれ)の助成を行う。また、成人を対象とした風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用助成を行う。
	歯科保健	歯周疾患検診	15,293		歯周疾患予防のため、30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の区民に対して受診券を送付し、歯科検診を行う。
	合計			1,900,000	-

※注1

社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のことです。

※注2

一般財源は、歳出予算額から特定財源及び事務費や事務職員の人件費等を除いたものです。